

## ○ 議第34号 平成25年度王寺町一般会計補正予算（第1号）の反対討論

議席番号2番、清水であります。

私は、平成25年度王寺町一般会計補正予算（第1号）について反対の立場から、討論を行います。

まず、歳出についてであります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費及び款8教育費、項1教育総務費、目2事務局費の特別職給料などの減額が行われておりますが、王寺町では平成17年4月に行財政改革推進本部を設置して以来、継続して行財政改革に取り組み、一般職にあっては平成23年度で平成18年度の職員数180人から133人にまで削減（現在は141人であると思います。）し、職員人件費の削減率は20%以上にまで圧縮され、人件費額では、年間3億1千万円以上にもなります。

また、議会におきましても行財政改革に則り、1期4年の遅れはありますが、平成27年4月の次期通常選挙では議員定数を12人に削減、議員報酬も一定額の削減を継続しており、平成27年4月の改選後にあっては定数16人の時に比べ、27.5%の削減率で、金額にして、年間約2千万円以上を削減することになります。

しかしながら、常勤の特別職にあっては、行財政改革推進本部を指揮する身でありながら、昨年度までは「自ら身を切る」ことなく予算化されていたわけです。

今回の補正予算で、特別職の給与削減案が提出されたことは一定の評価が出来るとは思いますが、一般行政職の取り組みや議会の取り組みに比べれば満足な数字と言えるものではありません。

特別職は激務であり、近隣自治体とのバランスも必要かとも考えますが、自治体経営を考えるのであれば、まずは、民間の会社に例えれば社長が率先垂範すべきで、部下の職員に苦労を強いている現状を考えれば、今回の提案内容は納得できるものではありません。

退職金や給与、期末手当、地域手当を総合的に判断して減額案の提出をされるべきだと考えます。

次に、款8教育費、項3小学校費、目1学校管理費及び款8教育費、項4中学校費、目1学校管理費で計上されています「非構造部材耐震化調査及び設計業務」についてですが、それぞれ特定財源が計上されていないということは、当該業務は補助対象ではないと判断いたします。

王寺町には、予算計上されている学校以外に小学校が2校と中学校が1校あります。全ての学校を調査して、危険度判定を行ったうえで補助申請の順位を決定すべきであり、既に建設年次の古い順に耐震対策工事が実施されており、建設年次による予算計上は合理性を欠きます。

さらに、調査業務は5校一括による入札事務を行った方が業務内容の統一化も行え、予算の節約にも繋がるものと判断いたします。

財源内訳によると、今回の1号補正の財源は一般財源であり、歳入では同額が町債で計上されていることから、臨時財政対策債で補正予算に対応する安易な財源となっており、王寺町として臨時財政対策債の借入基準や他会計へのルール外繰出しに対する財政規律を明確にすべきであると考えます。

款5農林商工費や款6土木費で未来の王寺町に希望を持てる予算も計上されていることは大いに評価できるものですが、特別職の給与削減案を反映した予算、非構造部材耐震化調査に対する不満足な予算、財政規律の不明確な点より、平成25年度王寺町一般会計補正予算（第1号）について反対といたします。

○ 議第37号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び王寺町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論

議席番号2番、清水であります。

私は、議第37号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び王寺町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今般、町長の諮問に応じ特別職報酬等審議会が招集され、8名の委員の皆さんに意見を聞かれ、同審議会の答申に基づいて、今回の条例案を提出されました。

同審議会委員の皆さんのが5月2日、9日、30日の3日間に、真剣に議論されたことは、会議録を情報公開請求により読みましたので良く理解しております。

そして、平成8年以降、初めて減額の条例案を提出されたことも評価いたしております。

しかし、先ほど、議第34号 平成25年度王寺町一般会計補正予算（第1号）でも反対討論を行いましたが、一般行政職は新王寺町行財政改革大綱に基づき、平成18年度を基準として平成23年度では、人件費総額の約26%削減を達成し、職員定数では、職員定数条例第2条による220人の定数を大きく減じて133人、率では約40%の削減を行っています。

国家公務員の退職手当が平均402.6万円、民間の支給水準より高いということで、昨年度に法改正が行われ、地方自治体も同様の措置を講じたことによって一部の教職員が年度末を待たずに早期退職をした報道を皆さんも覚えておられると思います。率にして、段階的にではありますが退職手当14.9%の削減が地方自治体でも実施されます。

職員の退職手当の支給月数は、勤続35年以上であっても支給限度額は、自己都合或いは勘定扱いであっても59.28月であり、仮に35年の勤続とすれば勤続年数の1.7倍が退職手当の対象月数となります。

しかし、町長の退職手当は1期4年で20.8月分が支給され、勤続年数の5.2倍が退職手当の支給対象月数となり、以前の給料であれば1768万円が支給されます。

選挙によって選ばれ、継続して給料が受けられるか不明な立場であることなどを考慮しても、一般行政職の現下の状況を考慮すれば高額と云わざるを得ず、生涯支払賃金とのバランスも、同審議会で検討されるべきであったと思っています。

また、審議会の会議録によりますと「給料以外の手当加算は無い。」との記述がありますが、一般職と同様に3%の地域手当が加算されて毎月の給与として支払われています。

一方、議会も行財政改革に則り、1期4年の遅れはありますが、平成27年4月の次期通常選挙では議員定数を12人に削減し、議員報酬も特例により一定額の削減を継続しており、平成27年4月の改選後には定数16人の時に比べ、27.5%の削減率で、金額にして、年間約2千万円以上を削減することと決しております。

民間の会社に例えれば、町長は社長であり、株主である町民皆さんから選挙で選ばれ1期4年を選挙公約に基づいて町政を運営するのだと思います。

社員にあたる職員が個別給与でなくとも、人件費総額において20%以上の削減を行い、金額で毎年3億円以上の削減を行うということは、正規職員や任期付職員に大きな負担が生じていることは間違ひありません。

また、同じ直接選挙で選ばれている議会議員は、民間に例えれば社外役員となるのでしょうかが、次の通常選挙では行財政改革の目標である年間2000万円の削減を達成するというのに、町長は外部機関に意見を委ね、自ら身を切る覚悟を住民の皆さんに示されなかつた点は非常に残念と言わざるを得ません。

職員は行財政改革目標の達成を既に行っており、議会も遅ればせながら次期通常選挙では目標の達成を行います。

今回、提出された条例案が行財政改革の様々な取組みを反映した結果であると、私は評価出来ません。

多くの自治体の市長や町長が高額な退職金を受けない条例の制定や大幅な削減、或いは給与の大胆な削減を実行しているのは何故なんでしょうか？

先程も申しましたが、王寺町長の退職金は、改正前の1期4年で1768万円もの高額であります。

給与、期末手当、退職金、これら全てを勘案して、自立するまちづくりに臨むためには、町長自らがまずは身を切るべきであると考えます。

選挙期間中に『隗より始めよ！』と仰っていた言葉が、私は忘れられません。

「今、大切なことは王寺町が足腰の強い自立した自治体となること。」と所信表明でも述べられています。

自立するまちづくりを推進されるときに、様々な形で高齢者の皆さんを始め、多くの住民の方々にも然るべき負担を求めなければならない時がやって来ます。

リーダーに求められることは「率先垂範」「有言実行」ではないでしょうか？

何よりも、今回の削減内容で平井町長に票を投じた8千人近くの方々の内の多くが、町長の覚悟のほどを感じられるでしょうか？

町を代表される方ですから相応の給与で近隣とのバランスも必要かとは思いますが、特別職報酬等審議会の答申内容を参考に、自ら選挙時の覚悟を数字として表してほしかったと思っております。

以上の理由により、特別職給与の削減額は総合的に判断して少なく、議第37号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び王寺町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について反対いたします。